

第 39 回 レーザー全日本マスターズ選手権大会

三重県津市 津ヨットハーバー
2023 年 9 月 15 日-9 月 17 日

帆走指示書 (SI)

1. 規則

- 1.1. 本大会には「2021~2024 国際セーリング競技規則」(以下、RRS)に定義された「規則」が適用される。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3. [SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。これは規則 63.1 及び A5 を変更している。
- 1.4. [NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、規則 60.1(a)を変更している。

2. 帆走指示書の変更

- 2.1. 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 19 時まで掲示される。

3. 選手とのコミュニケーション

- 3.1. レースオフィスを津ヨットハーバー3階に設置する。

4. [DP]行動規範

- 4.1. 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1. 陸上で発せられる信号は、津ヨットハーバー南側に設置されたフラッグ・ポールに掲揚される。
- 5.2. [DP] [NP]音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーから離れないようにしなければならない。」ことを意味する。
予告信号は、予定された時刻より前、または D 旗が掲揚された後 30 分より前には発せられない。
- 5.3. 個別のレースに対して、陸上において「AP 旗」は、掲揚しない。その日の最初のレースの予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

6. レース日程

6.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day0	9月15日 (金)	受付・計測 (計測フォーム提出方式)	13:00~16:30
Day1	9月 16日 (土)	受付・計測 (計測フォーム提出方式) 開会式、ブリーフィング 最初のクラスの第 1 レース予告信号 引き続きレースを行う。(合計2レースを予定) レセプション	08:30-10:00 10:00 11:25 18:00
Day2	9月 17日 (日)	ブリーフィング その日の最初のクラスの最初のレース予告信号 引き続きレースを行う。(合計3レースを予定) 表彰式、閉会式	08:30 09:55 15:30

ただし、天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。
各日とも海上で昼食をとることがある。

- 6.2. 1日につき 1 レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒して、もしくは前日までに行えなかったレースを実施することがある。
- 6.3. 1つのレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 6.4. 9月 17 日には、14 : 00 分より後に予告信号は発しない。

7. クラス旗

7.1. クラス旗は次のとおりとする。

種 目	クラス旗
ILCA7クラス	白地のレーザーマーク旗
ILCA6クラス	緑色地のレーザーマーク旗
ILCA4クラス	黄色地のレーザーマーク旗

8. コース

- 8.1. 添付図 1 のコース図は、各レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2. 各クラスの予告信号以前に、レース委員会の信号艇に帆走すべきコース及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 8.3. 添付図 2 のコース図において、3 レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。ただし、マーク 1 とマーク 1a(オフセットマーク)間は 1 レグとしてカウントしない。

9. マーク

9.1. マークは次のとおりとする。

Marks 1	Marks 4s,4p	Mark 1b	Offset Mark (1a)
黄色の円柱ブイ (大)	黄色の円柱ブイ (中)	オレンジ色 円柱ブイ(中)	赤色の円錐 形ブイ
New Marks 1	New Mark Mark1b	Starting Line Mark	Finishing Line Mark
オレンジ色地に緑色の 横縞模様 円柱ブイ(中)	オレンジ色地に赤と緑色の 横縞模様の円柱 ブイ (中)	レース委員会船	レース委員会船 旗付き円柱ブイ

10. スタート

10.1. スタート・ラインは、スターボードの端にある信号船上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のレース委員会船上のオレンジ旗を掲揚しているポールのコース側との間とする。

10.2. 参加艇数が60艇以上のクラスがある場合は2パートスタートライン方式を使う。

その場合、60艇に満たないクラスのスタートラインはスターボード端のスタートマーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールとポート端のスタートマーク上のM旗を掲揚したポールの間とする。

参加艇数が60艇以上のクラスのスタートラインは、スターボード端のスタートマーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、スタートライン中央マーク上のM旗を掲揚したポールの間 (右側ライ

- ン)、および、スタートライン中央マーク上のM旗を掲揚したポールとポート端のスタートマーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールとの間(左側ライン)とする。参加艇はどちらのラインからスタートしても良い。(添付図2参照)
- 10.3.ゼネラルリコールの際に信号船以外のレース委員会船に第一代表旗を掲揚する場合がある。信号船以外のレース委員会船での「第1代表旗」の降下については、レース信号『第1代表旗』中の「予告信号は、降下の1分後に発せられる。」の意味を持たず、また音響の発声についても適用されない。これは、レース信号および規則 29.2 を変更している。
- 10.4.[DP] [NP]予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 10.5. スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則 A5.1 と A5.2 を変更している。
- 10.6. RRS 30.4 に以下を変更、および追加して適用する。
- (a)セール番号は少なくとも信号船上に3分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までにSI 10.6 (b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしにDNE と記録される。
- (b)スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから100m の範囲とする。スタート信号後のレース・エリアは、いずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側100m の範囲とする。
- (c)レース委員会は艇に規則62.1(a)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則30.4 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則30.4、60.2 および63.1 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

- 11.1. コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、(a)新しいマークを設置するか、(b)フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは(c)風下マーク(4s/4p)を移動し、新しいマークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1. フィニッシュ・ラインは、レース委員会船の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13. ペナルティー方式

- 13.1. 付則 P が適用される。ただし以下の変更を伴う。
- 13.1.1. 艇がフィニッシュ・ラインを横切った後に最初のペナルティーが課される場合、その艇にDNF の 10%(小数点 0.5 切り上げ)の得点ペナルティーを付与する。ただし、そのレースの得点がDSQ(失格)よりも悪くなることはない。
- 13.1.2. 規則 P3 を次に置き換える。「艇が規則 P1.2 に基づき最初のペナルティーを課された際に、そのレースが再スタートもしくは再レースとなった場合には、ペナルティーは取り消される。ただし、そのペナルティは、レガッタ中にペナルティを課された回数を決めるためには数えられる。これは規則 36 を変更している。
- 13.1.3. 規則 P4 を次に置き換える。「規則 P1.2 に基づく処置に対しては、艇による救済要求の根拠にはならない。ただし、プロテスト委員会は、プロテスト委員会またはプロテスト委員会により任命されたオブザーバーによる規則 P1.2 に基づく処置について、救済のための審問を招集し、艇に救済を付与する可能性がある。これは規則 60.1(b)を変更している。
- 13.1.4. 2回目(もしくはそれ以降)の規則 42 違反によってリタイアもしくはDSQ(失格)となった艇は、レースが再スタートもしくは再レースとなった場合でもそのレースには参加できない。これは、そのレースが翌日に延期となった場合においても同様である。もしその艇が該当するレースに参加した場合、艇は審問なしに失格とされなければならない。その得点は除外できない。また、プロテスト委員会は規則 69.1(a)に基づく審問を招集することを考慮しなければならない。

13.1.5. 以上の内容を以下の表に記載する。

ペナルティ回数	艇による即時のペナルティ履行	ゼネラル・リコール後 もしくは延期 もしくは中止	艇が何もなかった場合	ゼネラル・リコール後 もしくは延期 もしくは中止
1 回目	2 回転/10% (SI 14.1.1)	再スタート可	DSQ	再スタート可
2 回目	リタイア(RET)	再スタート不可	DNE	再スタート不可
3 回目以降	リタイア(DNE)	再スタート不可	DNE (全レース)	再スタート不可

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

14.1. マーク1及びマーク1bのタイム・リミット、レース・タイム・リミット (RRS 35 参照) およびフィニッシュ・ウィンドウを下表に示す。

マーク1及び マーク1bの タイム・リミット	レース・ タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲットタイム
25 分	75 分	15 分	40分

14.2. マーク1及びマーク1bのタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

14.3. フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは、RRS 35、付則A 5.1、A 5.2、A 10 を変更している。

14.4. ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

15. 審問要求

15.1. 抗議締切時刻は、それぞれのクラスに対して、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースは行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

15.2. 審問要求の様式は、津ヨットハーバー3 階会議室にあるレース・オフィスで入手できる。

15.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、津ヨットハーバー3 階にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を RRS 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。

15.4. 付則 P に基づき RRS42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。

16. [DP][NP]安全規定

16.1. **[SP]** 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は所定の用紙に署名した後に出艇しなければならない。署名用紙は、最初のクラスのレース予告信号予定時刻の少なくとも 60 分前からD旗掲揚後20分の間、大会本部に用意される。

16.2. **[SP]** 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は速やかに所定の用紙に署名しなければならない。

帰着申告の締切時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)

またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から60分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。

- 16.3. リタイアしたレースがある艇は、帰着申告締め切り時間内に、所定のDNC・リタイア報告書にリタイアしたレース・ナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 16.4. 海上でリタイアし引き続き行われるレースに参加しない艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会船にその旨を伝えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えるとともに、所定のDNC・リタイア報告書にリタイアしたレース・ナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 16.5. **[SP]**レースの中止・延期のために（一時的に）帰着した際にも帰着申告を行わなければならない。帰着申告締め切り時間はこれ以降の信号は陸上で発するという信号を発した後、60分以内とする。
- 16.6. **[SP]**中止・延期されたレースの再開またはレースへの参加のために再度出艇する場合には、あらかじめ出艇申告を行わなければならない。
- 16.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 16.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。この強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 16.9. 艇体放棄をする際には、競技者の安全が確保されていることを示すために、救助者がハザード・テープをバウ・アイに結んでおく。

17. [DP][NP]装備の交換

- 17.1. その日の最初のレースのスタート前 90 分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、レース委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

18. 運営船

- 18.1. 運営船は以下のように識別される。

Boat	Flag description
レース委員会船	白色旗
プロテスト委員会艇	赤色旗 (PROTEST表記)
テクニカル委員会艇	白色旗 (T表記)

19. [DP][NP]支援チーム

- 19.1. 全ての支援艇、チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするまでの間、またはレース委員会が最初にスタートするクラスをゼネラルリコールとするか、全てのクラスを延期もしくは中止とする信号を発するまでの間、レースエリアの外側にいなければならない。レースエリアの定義はSI 10.6.(b)と同様とする。
- 19.2. 支援艇は水上にある間、大会受付時に交付される「数字入りピンク色旗」を掲揚しなければならない。
- 19.3. レース委員会は、レース委員会船に「ピンク色旗」を掲揚したうえで、支援艇に対して無線または口頭で救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 19.1 は適用されない。
 支援艇は、可能な限り、この要請に応じなければならない。
- 19.4. 支援艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯して出航し、やむを得ない場合を除き、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。
 無線機は、ハーバー3階のレースオフィスにて貸与される。
 貸与された無線機は、各日のレース終了後、必ず返却しなければならない。
- 19.5. 支援艇は、SI 16.9 において使用するハザード・テープを3つ以上搭載しなければならない。
 ハザード・テープは、大会受付で配布される。
- 19.6. レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場において、ドローン等の飛行を禁止する。

20. [DP][NP]ごみの処分等

- 20.1. ごみを故意に投棄してはならない。
 ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。
- 20.2. 競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会船に預けてもよい。ただし、競技者は、レース中にレース委員会船との荷物の受け渡しを行ってはならない。

21. S I 等に関する質問

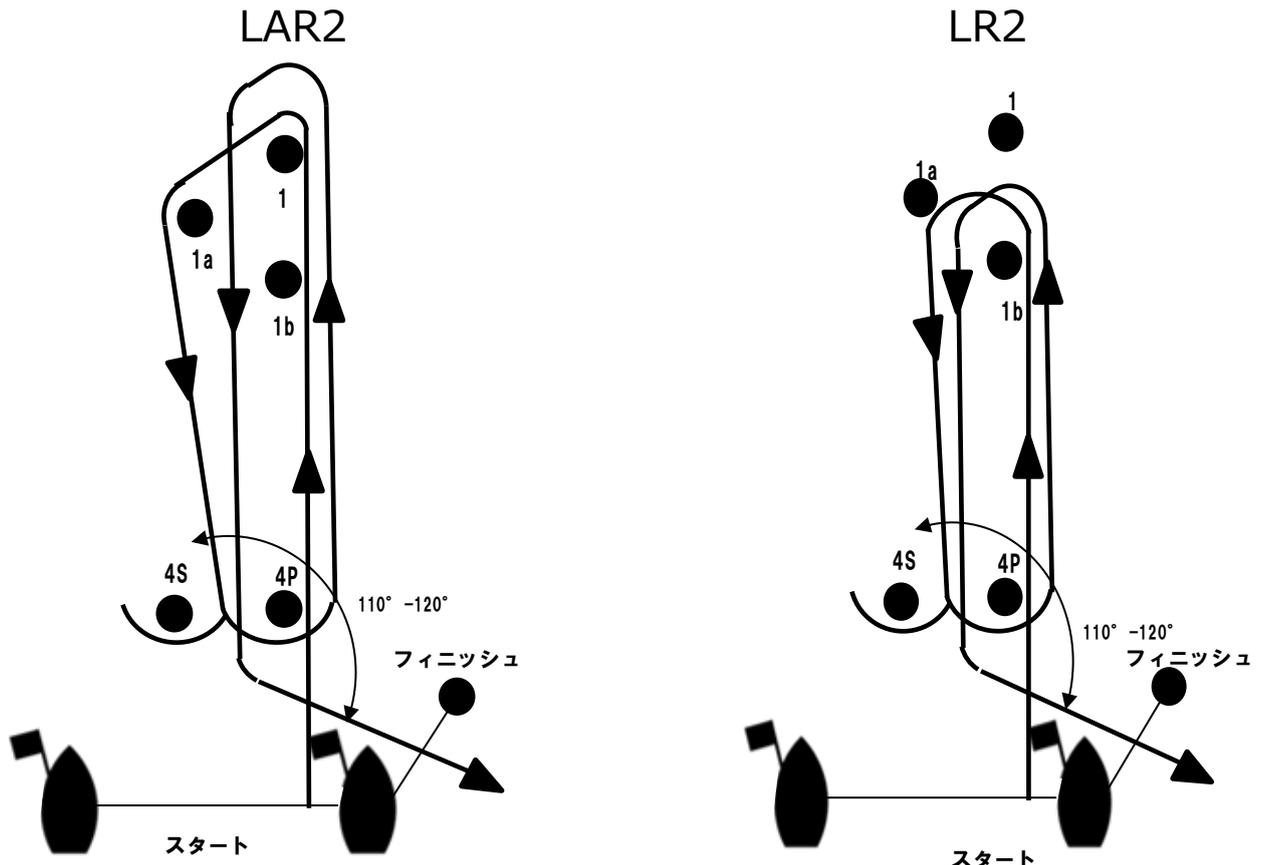
21.1. S I 等に関する質問は、9月14日（木）までは電子メールで受け付ける。それ以降は、レースオフィスに文書で質問書を提出することができる。

21.2. 電子メールでの質問書送付先：2023masters▲laser-fleet.com

（▲を@に置換してください）

質問に対する回答は公式掲示板に掲示される。

添付図 1 コース図



スタート-1-1a-4s/4P-1-4p-フィニッシュ

スタート-1b-4s/4P-1b-4p-フィニッシュ

添付図 2 2パートスタート スタートライン図

